真備水害訴訟弁護団ニュース

No. 6

２０２１年 4月1日
真備水害訴訟弁護団
連絡先　賀川法律事務所
ＴＥＬ　086-234-8977

〈3月17日期日報告〉

2021（令和3）年3月17日午後3時より，岡山地方裁判所100号法廷にて，真備水害訴訟の第１回口頭弁論期日が開かれました。原告側からは，原告代理人15名，原告６名の合計２１人が出廷しました。原告代理人よりパワーポイントを用いてプレゼンテーションを行い，国と中電が新成羽川ダムの事前放流を適切に行わなかった過失，国が小田川の付け替え工事を遅らせ続けた過失，河道の掘削や樹木の伐採を適切に行わなかった過失，国と岡山県が堤防を十分に整備していなかった過失，県と市が陸閘を適切に管理運用しなかった過失等を指摘し，これらを原因とする水害の発生で原告が被った損害の賠償を求めるという訴えの内容を紹介しました。

続いて，原告本人2名が法廷で意見陳述を行い，水害発生の恐怖や被害，被告らの責任について厳しい意見が陳述されました。第１回口頭弁論は原告側が被告らを圧倒する弁論で裁判の幕を開きました。

《第２回口頭弁論期日》
２０２１年7月7日（水）午後３時～
次回は被告らのバラバラな主張を整理した書面が提出される予定です。

☆★原告団・弁護団　現地集会のお知らせ★☆

日時　４月２５日（日）午後１時３０分～
場所　真備公民館（倉敷市真備町箭田１６８５）
いよいよ裁判が始まりました。重要な報告もありますので，原告ならびに４次提訴希望のみなさま，ぜひご参加ください。

★ｳｪﾌﾞｻｲﾄＱＲｺｰﾄﾞ

★ﾌｪｲｽﾌﾞｯｸＱＲｺｰﾄﾞ

★弁護団ウェブサイトのご案内
真備水害訴訟弁護団では，下記アドレスでウェブサイトを運用しております。訴訟の進展等に伴い，随時内容を更新してまいりますので，ご興味のある原告の皆様は，非ご覧ください。また，他に真備水害弁護団のFacebookグループも運用しておりますので，併せてこちらもご覧ください。
★ウェブサイト　http://mabisuigai.starfree.jp/
★facebookグループ　https://www.facebook.com/真備水害弁護団-336333953660039/